

これは、平成 28 年熊本地震に伴う雇用保険の特例措置に関して、雇用する労働者に係る休業証明書をハローワークに提出した事業主の方へのお知らせです。

## 休業されている事業主の みなさまへ

ハローワークでは、平成 28 年熊本地震の発生を受けて、震災により事業所が被災し休業を余儀なくされた事業主に雇用される労働者の方に対して、失業していなくても雇用保険基本手当を支給する特例措置を実施してきたところです。

この特例措置の期限である平成 29 年 10 月 13 日が到来したことにより、次のいずれにも該当する事業主の方は特例措置の対象者に係る「雇用保険被保険者資格取得届」をハローワークに提出していただく必要があります。

- ① これまでに雇用する労働者に係る「休業証明書」をハローワークに提出された事業主
- ② 平成 29 年 10 月 14 日時点において休業を継続している事業主

該当する事業主の方は、平成 29 年 10 月 14 日を「資格取得日」として、速やかにハローワークへ届出いただくようお願いいたします。  
詳しくは管轄のハローワークまでお問い合わせください。

※平成 29 年 10 月 13 日以前に事業を再開し、特例措置の対象者が事業所に復帰している場合であって、当該対象者に係る雇用保険被保険者資格取得届が未提出である場合は、資格取得届の提出が必要となります。（対象者が既に離職している場合を除く。）

※特例措置の対象者が、平成 29 年 10 月 13 日以前に既に離職されている場合は、特段の手続きは必要ありません。

【お問い合わせ先】

事業所管轄のハローワーク（適用係）になります